

「諸形態」と「インド通信」 におけるアジア社会像

望 月 清 司

I

「資本制生産に先行する諸形態」が提起した多くの問題の中でも、「アジア的共同体」のそれが、今日のわれわれにとってなお重要な意義を有することはここにぜい言を要しない。かつて「アジア的生産様式論争」は直接に中国革命の戦略論争としてたたかわれた。わが国でも、近代日本史を彩る多くのどすぐろい側面が日本社会の「アジア的特質」に帰せられてからすでに久しい。それだけに戦後の『諸形態』が公刊されたとき、それはわが国の渴をほとんど完全にいやすかに見えた。しかし、「諸形態」は現実には、戦前来の論争に決定的な終止符を打ちはしなかった。その理由のひとつは、『諸形態』の「アジア的共同体」が性急にあの「アジア的生産様式」と密着せしめられたこと、そしてしかも、当時では絶対的なスターリンの五段階説の中に論理適合的にはめこまれねばならない運命にあったこと、にある。ために「アジア的・

目 次

〔研究ノート〕	
「諸形態」と「インド通信」におけるアジア社会像 … 望月清司 …	(1)
中国の人民警察 ……………… 隅野隆徳 …	(9)
〔所報〕 ………………	(12)
<編集後記> ………………	(12)

共同体=生産様式」は、例の総体的奴隷制規定を絶好の接着剤として、「奴隷制の東洋的変種」と解釈されるに至った（その総括。服部之総氏ほか「アジア的生产様式論」1949年。白揚社。）そののちの『諸形態』研究に一大転機を画した大塚久雄氏の『共同体の基礎理論』は、アジアの共同体をすぐれて種族的な「第一次的『農業共同体』」として、これを原始共同体の範疇で把握したが、一方、古ゲルマン的生产様式をもアジア的共同体に包括したため、「アジア的生产様式」の地域類型の特質の問題のほうは理論的には後景にしりぞけられた感があり、未だ統一の古代アジア像を描ききったとは思われない。

アジア的生产様式の問題の複雑さのもっとも重要な原因のひとつは、『諸形態』をも含めてのマルクスが原始共同体とアジア的共同体とを明確に区別して用いていない、という点にあった。塩沢君夫氏は、早くからこの点を正しく指摘したが（『古代専制国家の構造』1958年）、その代り氏は「アジア的生产様式」を原始社会と古代社会の中間に成立した世界史の一段階にランク・アップしようと試みた。これは少くとも『諸形態』理解としては問題の焦点をよりほやけさせる結果におわったと考える。

小稿では、『諸形態』のアジア社会像をかなりチグハグに構成している三つの主要な理論的概念を、『諸形態』の中にはさむ二つの時期の通称「インド通信」のアジア像との関連をときほぐすことによって、マルクスのアジア認識の推移をフォローしてみたいと思う。

II

三つの主要な構成概念の不整合な混在というのはこうである。

『諸形態』には、第一にアジア社会をいわば全土王有説もしくは国家最高地主説でとらえようとする方法と、第二に、直接的生産者こそ真の所有者であるという認識と、そして最後に、土地の共同体所有説という、土地所有主体をめぐる三つの基本視角が、根本的には未解決のままに居心地わるく共存していると言える。先述のアジア的生产様式論争の参加者たちは、『諸形態』を除くマルクスの全労作の中からそれぞれ自説を裏付けうる叙述を発見できたのだが、『諸形態』が当時利用可能であったとしても事態はそれほど変らなかったであろう。

第一の全土王有説の根拠をあげよう。「総括的統一は、これらすべての小さな共同団体の上に立ち、上位の所有者あるいは唯一の所有者としてあらわれる。……所有は……多くの共同団体の父である専制君主に具現される総合統一が、特殊な共同体を介して個人に分譲する結果、個人にとって間接的なものとしてあらわれる。」（Formen, S.7）。

第二の、直接生産者=所有権者説の論拠は次のとおり。「どちらの形態（自由な小土地所有

と東洋的コムーネに基く共同体所有 — 望月)にあっても、個人は労働者としてではなく、所有者として — しかも同時に労働もする共同団体の成員としてふるまう。」(Formen, S. 1)。
しかも「この所有とは、本源的には、労働する(生産する)主体(もしくは自己を再生産する主体)が、自分のものとしての彼の生産もしくは再生産の諸条件と関係することである。」(S. 33)。

そして第三の共同体所有主体説。

「東洋的専制主義と無所有性の内部では、無所有性の根拠は法的には専制主義の中に存在するように見えるが、実は、この種族所有または共同体的所有を基礎として存在している。」(S. 7)。「アジアの形態にあつては、個々人の所有はなく占有だけがある。共同体が本来の現実的所有者であり — したがって所有は土地の共同体的所有としてのみあらわれる。」(S. 18)

III

アジア社会における土地所有主体の所在をめぐる、こうしたはなはだマルクスらしからぬ歯切れの悪さは、結局生前での公開を自ら肯んじなかった『諸形態』にのみ見られるのではない。読者はたとえば全土王有説といえただちに『資本論』第三卷四十七章の、アジアでは国家が最高の地主であり、地代と租税とはそこでは一致する、という有名を叙述を想起されるであろうが、それなら『資本論』段階ではこの国家最高地主説で首尾一貫しているかといえれば必ずしもそうは言えないというところに、このアジア的共同体論の問題の複雑さがある。

かくして次のような問題が提示される。マルクスのアジア社会観はかれの全著作を通じて一貫不変でありえたか否か。少くとも、『諸形態』の執筆をはさむ一定時期のアジア像に研究史の上の進歩を反映した、ある種の変化を示していないであろうか、という問題である。

そこでいま、『諸形態』を中心としてマルクスのアジア社会分析に寄与した主要諸文献を時代順に配列してみることにする。(はじめの年代は出版年。これらはマルクスが読んで彼の著作などに引用されている — ただし、読んだ時期は不明 — ものに限る。なお、ケネー・モンテスキュー・スミスなどは除外した。)

1. 1680年ごろ…… F. ベルニエ「モガール大帝諸国旅行記」
2. 1817年…… T. S. ラップルズ「ジャヴァ史」
3. 1819年…… M. S. エルフィンストーン「南インドに関する報告」
4. 1826年…… J. ミル「英領インド史」
5. 1831年…… J. ミル「植民地」(ブリタニカ百科辞典補遺)

6. 1831年…… R. ジョーンズ「富の分配ならびに租税の源泉に関する一考察」
7. 1840年 …… ヘーゲル「歴史哲学講義」
8. 1845年……『ドイツ・イデオロギー』
9. 1853年…… G. キャンベル「近代インド」
10. 1853年……『インドにおけるイギリスの支配』ほか諸論文（以下「第一次インド通信」と略称する）
11. 1857年7月→1859年4月……『第二次インド通信』
12. 1857年10月→58年3月……『諸形態』を含む『経済学批判要綱』の草案脱稿
13. 1859年1月……『経済学批判』（序言）
14. 1861年→63年……『剰余価値学説史』手稿。
15. 1867年……『資本論』第一巻初版

（以下省略）

さて、煩をいとわず列挙した上記の諸文献のアジア社会論を系統的に通観して気付くのは、次のような事実である。

第一に、第一期（およそ1840年代まで）のラッフルズ、J. ミル、ジョーンズ、ヘーゲルらが共通して例の全土王有説を主張していることである。試みにジョーンズの一節を引こう。「アジア全体を通じて、君主がこれまでその領土の土地に対する排他的所有権を所有していた。…ここでは人民は一般に唯一の地主たる君主の小作人である。生活資料のために全人口が君主権に隷属しているこの事実こそ、東洋社会の不滅のデスポティズムの真の基礎である。」（R. Jones, Distribution of Wealth etc., p.8. なお島恭彦『東洋社会と西欧思想』81-82頁参照）。ジョーンズが東インド専門学校教授として当時第一級のアジア通と目されたことはいうまでもない。興味深いことに、マルクスが1853年5月の手紙で絶賛した上記の老ベルニエの『旅行記』のほぼ同一箇所（選集8巻下、457頁）は、すでにジョーンズが1852年の『諸国民の経済に関する講義テキスト』および、彼の死（55年）後に編集された『遺稿集(Literary remains)』（59年）において紹介されていた。前者をくわしく検討した『剰余価値学説史』においてもこのベルニエが登場している（改造社版全集11巻496頁）。マルクスはおそらくこのジョーンズから、あるいはミルの『英領インド史』からベルニエを知ったのであろう。

マルクスが、1853年7月11日付の、ニューヨーク・デイリ・トリビューン紙への通信において出典を明記せずに「歴史家ミルは次のように語っている」と前置きして引用した、あたかも

ひとつながりの文章は、実は、『インド史』第5巻中に散在するそれぞれ数行の叙述をつなぎ合せたものであった (cf. J. Mill, History of British India, vol. V, pp. 68, 75)。

しかもこの両者の全土王有説は、いずれもその結論の引出し方がネガティブであった点でさらに一致している。一方でジョーンズが、アジアのデスポットが収取する貢納生産物はその高率な点でとうてい租税とは考えられぬとした (Literary remains, p. 82) ように、他方のミルもまた、ベンガルの一村落の収穫物分配方式の分析から次のような断定を下した。「これらの事実から引出されるただひとつの結論は、土地所有権が君主に属するということである。なぜなら、もし土地が君主に属しないと、一体ほかの誰に属するかを示すことはできないであろうから。」 (History of B. India, vol. I, p. 265)。

「第一次インド通信」がこの観点によって貫かれていることは、とくに53年6月25日付け「トリビューン」紙掲載論文で明らかである。ここには灌漑を管理する中央集権政府の決定的役割と同時に、村落共同体への言及が見られるが、そのなかの彼自身の叙述の一部分 (選集8巻上、185頁2-7行分) は、実は1810年の下院インド問題特別審議委員会第五報告書のめき書きであり (Mill, History, vol. I, p. 266 f.), しかもそれは、『資本論』ではラッフルズ『ジャヴァ史』からの抜萃として注記されているものである (Das Kapital, I, 376. Fussnote, 61)。つまりマルクスは53年には、村落共同体を全土王有論者たるミルやラッフルズの眼を通して観察している、といえるのであって、この時期のマルクスが、こうしたアジア社会の特殊構造の源流をラッフルズの回教教義起源説やミルのマヌ法典起源説に求めている理由がうなずけてくる。さらに言えば、ミルが全土王有論者のひとりに教えているM. ウィルクスの『南インドの歴史的スケッチ』(1810-17年)を、この時期にかどうかはともかく、マルクスは読んでいたことも注意したい (Das Kapital, a. a. O.)。

IV

ところで、1857-58年になると、この東洋社会観は徐々に微妙な変化を示しはじめる。

1857年8月14日付けの「トリビューン」紙への通信において、マルクスは、セポイの反乱に関するディズレイリ首相の下院での演説を引用しているが、そこでディズレイリはこの反乱の原因を次のような事実求めた。すなわち総督府当局が「インドにおける最大多数の二階級、すなわち領主のためになにか公務を果した代償として土地を保有する封建的大家臣つまりジャギールダルと、地租を全免された土地保有者であって、そっくり同じとは言えないが少くとも広い意味でわが国のフリーホルダーに相当するイナムダル (=ゼミンダール)」に対して

インドの旧慣を無視して実子なき場合の所有地没収政策を強行したという事実には、である。マルクスはしかし、その無署名寄稿において、このゼミンダール=フリーホルダー説に一言半句も批判めいた解説をさしはさまなかった。つまり彼はこの時期には、1853年ごろの全土王有説を放棄しはじめていたのである。

あたかもこの時期は、『経済学批判要綱』の有名な「序説」が完成された時期であった。後者の日付は同年8月29日であるから、ほぼ平行的に書かれたといてよい。『経済学批判序説』は、インド人(古代インド人でなく!)・スラヴ人・古代ケルト人のところに見られる共同所有が所有の本源的形態であると述べつつ、はじめて「封建的・古代的・東洋的諸社会」という、数カ月後にあの「序言」で明言されるはずの世界的序列を構想するに至ったが、しかしマルクスは、現実のインド的共同体のすべてを本源的共同体と規定できるほどの決定的な結論に達してはいなかった。アジア的共同体を本源的なその一解消形態としているのが『諸形態』もまたこの時期に脱稿された(あるいは成稿しつつあった)のであるから。

このような、つねのマルクスにふさわしからぬ筆のためらいの底に彼一流の東洋社会研究があったことはたしかであって、1858年6月7日付けの通信は、インドの土地所有権の所在をめぐるふんぶんたる諸説を、政府こそが土地を分割し耕作者に貸与する真の所有者とする「貢納=地代」説、その政府の権利は主権に発する「封建法的徴税権」にすぎずインドでも土地は本質的に私有財産だという「貢納=租税」説とに二大別したうえでこう述べている。「インドの土地が…完全な私法上の権利にもとづく私有財産であることを承認するとして、それでいたい誰を真の所有者と見なすべきであるのか。」(選集8巻下、406頁)、と。そして彼はさらにこの土地私有論の中のひとつの潮流、つまり西欧の領主に相当するタルークダルや英国のジェントリに相当するゼミンダールを所有権者とする説がコーンウォリスの土地政策の基礎となったが結局失敗した、と考えたのち、「インド人の原始的制度によれば土地所有権は村落共同体に属していたのであって、この共同体が各個人に土地を耕作のため分割する権限を有していたという見解」、いいかえれば「直接の土地耕作者を土地所有権の持主と認め、彼らの権利を、農産物への分前を政府にとりつぐ仲介者たちの権利に優越するものと認める」ところの「村落共同体説」(しかし実は生産者=所有者説)を非常に好意的な筆致で—本国トリー党政府の地主重視政策への批判をこめて—紹介につとめているのである。

この生産者=所有者説は、1857-8年になって突然に主張されはじめたわけではない。先出のエルフィンストーンは、デカン地方の村落経済の調査から「ライオット(ryot)」を一定額の地租支払義務を負う土地所有者(Proprietor)と観察していたし、ミルも、このライオット

トの権利を非常に強固な「永久的占有権」と考えていた。(History, vol. I, p. 275)。一般にインドにおける共同体所有権者説をもっとも説得的に展開したのは、ジョージ・キャンベルの『近代インド』(1853年)であるとされているが(筆者未見)、『資本論』第1巻(1867年)の時期のマルクスはともかく(Das Kapital, I, S. 376)、兩次のインド通信の時期のマルクスがこれを利用していかだうかは明らかでないばかりか、1859年の中国問題への通信において、同年に公表された特命派中大使エルギン卿の報告の中から、卿自身の「(中国農村住民の)大部分は、各自のごく小さい所有地を帝室から完全な私有権にもとずいて受けとり、年々あまり苛酷でない若干の貢税を納付する義務を負わされている」(選集8巻上、132頁)という見聞を、なんらの留保なしに引用してさえいる。すでに『諸形態』において、原始的資本蓄積の必然的前提としての、直接生産者による小土地所有の解体、という論理を組立てていたマルクスが、こうした小生産者の所有様式を、アジア社会分析の不可欠の一視角と考えるようになっていたことはほとんど確実であろう。あたかもこの時期には、イギリスの地稅制度の効果的施行のための調査が一段落を告げ、これまで全インド的存在と見なされていたゼミンダールはベンガル州でのみ地稅負担者(総督府の觀念では土地所有権者)とされ、南部インドの担稅者は耕作農民たるライヤト階級、西北州・パンジャブでは村落共同体(支配カーストのそれ)というふうに、長期にわたる強行と抵抗のちにインド各地の伝統に即応した土地政策が確立した時期でもあったのである。

V

以上のべてきたような、東洋社会の骨格についての模索過程の中でまさに『諸形態』が書かれた。もちろん『諸形態』そのものは、東洋社会研究を直接の目的にしたものではなかったにしても、モルガンの著作出現以前のマルクスにとっては、インドを中心とする東洋社会は、原始および古代社会の「多彩な標本をそなえたりっぱな見本台紙」の役割を果たしたのであって、その意味でマルクスは、イギリスのインド植民地政策批判を通じて、近代東洋社会と原始・古代社会の両者をつねに二重うつしにしながら研究していたのであった。

こうした模索の中で、マルクスは所有の本源的形態をインド的 — それは同時にスラヴ的・古代ケルト的でもありえた — 「共同所有」(Gemeineigentum) — その階級社会への遺制が「共同体所有」(Gemeindeeigentum) — に求めることに成功しながらも、しかし近代インドの村落共同体については、断定的な結論を下すことを留保したまま、こうした村落共同体を基礎とする共同体重層社会を原始段階に漠然と想定したうえで、これに例の「アジア的生産

様式」という甚だプロブレマティッシュな段階規定を与えたのであった。すなわち、マルクスは本源的所有が十全に貫徹している純粹な共同所有社会（原始的種族集団）とならんで、種族的紐帯が強力に作用しながらもその内部に私的所有が発芽しはじめた解体期共有社会の存在に、インド的村落の観察を通じて、気付いてはいたが、この私的所有が生産手段の階級的私有（他方の極に無所有が位置する所有）か、支配服属を内包せぬ、いわば即自としての所有かについては、公刊される著作において最終的結論をくだすに足るデータと自信をもつに至っていなかったのである。

しかしながら一方で、『諸形態』のマルクスはひそかに、アジア的共同体を、古典古代のおよびゲルマン的共同体とともに、それみずからの胎内に非支配的な私的所有をはぐくむに至ったため漸次に分解しつつあったところの本源的共同所有、換言すれば原始的共同体の解体形態である、とする特徴づけを実験的に構想していた。公刊の著作では、共同体を、「共同所有」（＝無階級社会）と「共同体所有」（＝階級社会内部の部分的遺制）とに截然と区分するにとどまって、その移行期に、共同所有と私的所有とが一時的に共存可能な過渡形態を設定するのをためらいはしたが、後年の、ヴェラ・ザスリッチあての手紙草稿でかなりはっきりした相貌を与えられるようになった「農業共同体」という範疇は、すでに『諸形態』において醗酵しつつあったのである。そしてマルクスは、このような共同体理論を、最後の敵対的社会構成体たる資本制生産様式（＝非支配の私的所有の「第一の否定」）がそこへ向って止揚されるはずのより高次の回帰点たる「自己の労働を基礎とする個人的な私的所有」（「否定の否定」Das Kapital. 1, 803）の解明のために展開したのであった。

ところが、共有と私有のからみ合いについてこのようなかなり明確な理論的見とおしを得ていたにもかかわらず、『諸形態』が、1953年いご公表された論文からは姿を消したはずの「全土王有説」をふたたびよみがえらせたのは一体なぜであろうか。

理由のひとつは、ベルニエ以来の東洋社会観の蓄積をまだ共同体理論が決定的にくつがえし得るに至っていないという研究史の問題に帰せられよう。「アジア的生産様式」という用語はそれ自体でマルクスの、あの村落共同体を基礎細胞とする近代アジア社会を古代アジア社会の、さらには古代社会一般の継承物とする視角を表現しているのであろう。この点は十分に考慮しなければならない。だがそれにもまして重要な理由のひとつは、私には、世界史の発展段階に関するヘーゲルの有名なシエーマ、東洋では現在に至るまで依然としてただひとりのみが、ギリシャ・ローマでは少数の者だけが、ゲルマン世界ではすべての者が自由であるという（『歴史哲学緒論』河野訳70, 72頁）きわめて弁証法的なレトリックに対するマルクスのたちがたい

愛着の念にあったと思われる。かれは「唯一の所有者たるデスポット」をアジア的農業共同体と組み合わせようと努力し、そしてついに満足するに足る結論を得られなかった。これこそ『諸形態』をあえて自から「ねずみの歯の批判にゆだね」た根本的な理由ではなかったろうか。

中国の人民警察

隅野隆徳

このたび第一回日中青年友好大交流に参加して、一カ月にわたり、中国各地で、中国の青年のみならず多くの中国人民と交流を深める機会をえた。その間、私もその一員である日本の青年法律家代表団の一行は、大交流の一環として、中国の法律事情についていろいろ見聞する機会をもった。それには、裁判所、監獄、人民警察、大学等がある。その中、本稿では、人民警察について紹介してみることにする。

中国との間には、今日もお国交が正常化されていないという異常な関係が続いているが、法律界では、その中であって、これまでにいく度かの相互交流を進めてきた。その成果は日本ではすでにいろいろと紹介されている。（たとえば、「中国の法と社会」1960年、「法律家のみた中国」1965年）それらを通じて、中国の法律事情は一般的にある程度までは知られている。ただ、その中で、これまで文献的にもあまり知られていなかったものとして、警察等の公安機関の問題がある。今回、私たちの希望が入れられて、人民警察との座談会を北京で開くことができた。ただし、事前の十分な打合わせができず、突然であったため、人民警察制度全体についての紹介はえられず、もっぱら末端の機関の活動の紹介であった。あるいは、そのために、末端の警察機関と人民大衆との結びつきの問題がより明確に提示されている、ともいえよう。

座談会は、8月28日、北京民族飯店で、北京市天橋派出所所長彭宝生氏の他、戸籍巡査2名、交通巡査、消防巡査各1名の出席をえて行なわれた。その時の説明と質問および解答を整理すると、次のとおりである。

(1) 人民警察の成立

北京では、1949年の解放後、旧警察制度を粉砕し、農村・工場・学校から新しい革命的人材を登用して、新しい警察をつくりあげていった。総称して、人民警察という。そこに旧来の警察官が留用された例は、出席者の知る限りではない。旧警察官はその後、思想改造されていた。

(2) 機 構

人民警察には戸籍警察・交通警察・消防警察の三部門がある。国务院公安部のもとに、省では公安厅、直轄市である北京市では公安局がある。以下、北京市では区公安分局、地区公安派出所がある。派出所が公安機関の基礎組織で、そこに戸籍警察がある。交通警察・消防警察は派出所にはなく、市公安局、区公安局に所属している。天橋派出所には、その地区の住民約58,000人に対し、所長以下20名の警察官がいる。

職務は、戸籍警察は主として戸籍管理と治安管理に当るが、その他、人民の要求に応じ多種多様の仕事がある。交通警察は交通秩序の維持と指揮に、消防警察は火災の予防と消火に当る。

警察はピストル等の武器をもっているが、普通携帯していない。なお、工場・橋・監獄等の入口に銃をもって警備しているのは、人民解放軍の一部である公安部隊である。

(3) 活動状況

毛沢東思想に基づいて、敵対階級への独裁と同時に、人民大衆への奉仕ということを基本原則にしている。天橋派出所管轄地区で、現在改造されつつある地主・反革命分子が21名いるが最近何年もの間、反革命活動は発生していない。また、人民内部の矛盾の解決にあたっては、人民大衆に依拠し、説得・指導を主にして活動している。

そのような具体例として、同派出所管轄内に住む地主の改造があげられる。その地主は、解放前、北京市郊外に広大な土地をもち、そこで農民をさく取し、また市内に住んでは、水道を支配して大衆にさまざまな圧迫を加えた。解放後、土地を没収され、地主分子として管理されたが、彼は引続き地主の地位を是認し、自らの罪悪を認めず、また土地の過少申告などの不正行為をした。そこで警察は、彼の小作人であった農民や彼の周囲の大衆の批判を通じて、彼に自らの罪を認めさせた。それとともに彼の思想改造のために、彼に対して大衆により組をつくり、改造の管理に当らせた。また彼自らには労働を通じて自らの力で改造していくようにさせた。その他、小学校教員をしている、進歩的思想の彼の娘を通じても働きかけた。そのような中で、いくつかの段階を経て、改造が進み、今では彼は自ら労働する人間になっている。

その他、戸籍警察に関しての事例として、しばしば窃盗行為をする少年に対して、家庭、学校教師、同級の少年先鋒隊員と結合して、ついに改善させたこと、また、解放前、子供の時に生活苦から売られた農民の親探しに、警察が市内の老人をつてに一月もかかって成功したことなどがある。

また、交通警察については、北京市の交通状態は良好で、交通事故は少ない。

こうした警察の活動は、大衆に依拠するとともに、いつも大衆の監視を受ける。大衆の意見を聞き、検討する。そのために、とくに、1年に1月間、「愛民月間」を設け、その間、警察側では大衆にとくに奉仕すると同時に、警察官の一人一人に対して大衆の意見を出してもらい、それを検討し、仕事の上で欠点があれば、反省する。そして警察と大衆との結びつきを強め、人民民主独裁を強化していく。

以上のような中国の人民警察の問題について、これを基に文献的、資料的に追究することは現在のところ、その余裕をもたないが、ただ、今度の中国滞在中の印象とも合わせ考えると、次のような点を指摘することができる。

第一に、中国では、たとえば日本とちがって、警察官の数が少なく、国家の警察活動は相対的に少ないようである。それでいて社会秩序はよく安定している。街の中で警察のパトロール姿を見かけることはほとんどなかった。また交通警察の面でも、都市も農村も、大巾な道路が十分に延びていて、都市建設計画が発展しているために、人も車も悠々と往来しており、交通事故の起こる礎地がきわめて少ないように思われる。こうしたことは、中国において犯罪件数の少ないことにもあらわれている。北京市監獄を訪問したとき受けた説明によると、北京市は人口700万、そこに監獄は一つで、入監者は1880名、その中40%が台湾系のスパイ活動その他の反革命犯罪者で、他の60%が一般刑事事件犯罪者となっている。後者は、窃盗が相対的に多く、その他、汚職、ごろつき、虐待等の犯罪者である。そして、全般的に犯罪は減少しているという。

こうしたことの根底には、中国における社会主義建設が進む中で、人民の生活は安定し、さらに将来に対する希望と確信にみちているという現実がある。たしかに現在中国人民の一般の生活は、たとえば日本の中流程度のもの比べても質素なものがある。しかし、それは、大部分の中国人民にとって、解放前のさく取され抑圧されていた生活と比べると、まさに飛躍的な進歩・向上なのである。しかも、それは現在でもきわめて安定している。労働者の平均賃金は60元から70元くらい（1元は日本の約160円に相当する）であるが、食費は10元から15元くらい、住宅費は3元くらいである。食料品は街に豊富にあり、住宅はまだ解放前のが残っているものの、労働者用アパートが次々に建てられている。また病気は国家負担でおしてもらえ、老人になって定年退職すれば賃金の70%を一生もらえる。そして、労働者の首切りやインフレーションはなく、物価はむしろ下がる傾向にあるから、人民の生活は質素であるが、非常に安定している。しかも、中国は、その豊かな自然資源を基に、自力更生の原則をにかけて社会主義建設をおし進めている。それは、解放後も引き続き、朝鮮戦争、ソ連の技術援助引きあげ、自然大災害等々の困難な事態をのりこえてきたために、前途に対する自信と希望にみちている。そこでは、犯罪や社会不安の根本的な社会的原因が除去されているといえる。

第二に、警察権を行使する場合でも、権力的に直接規制することは少なく、説得と教育の方法がよくとられている。たとえば、1957年の治安管理条例による処罰はあまり使われていないとのことであった。法による強制ということよりも、むしろ、相手方の自覚・反省を気長に待つというやり方である。それには、警察だけの力でなく、人民大衆の協力・参加が必要である。そのことは、中国では、警察がもはや人民大衆を政治的に抑圧する権力機関としてではなく、人民大衆に奉仕する機関として存在することに基礎をもっている。警察では、また大衆の批判を受ける。その点で、中国では、幹部下放といって、最高幹部から下層幹部にいたるま

で、一年に一月は必ず、大衆とともに労働するなどして、大衆の批判とテストを受けることが行なわれていることが注目される。それは、幹部が大衆から遊離して、修正主義化・特権化していくことを防ぐために強調されている。それとともに、人民大衆の方では、そうした警察活動への協力・参加を受け入れる組織的基盤と思想的準備をもっている。中国人民は、人民公社職場、学校などさまざまなルートを通じて組織されており、そこでの組織的な教育と討論に基づいて、積極的に組織的行動をする。それを支えるものは、毛沢東思想の教育と学習であり、それを指導する共産党の組織である。そのもとに、中国人民自身が大きな力を持ち、自ら社会秩序をつくり、維持していることが感じられる。

〔 所 報 〕

本年度所員総会は去る12月11日神田第二会議室にて開かれた。第1部はこのほど中華人民共和国視察から帰国された小林義雄氏による『中国の社会主義建設の諸特徴』というテーマの報告を開き、次いで第2部の総会議事に入った。議題は(1)会計監査委員の選出、(2)研究成果の刊行について、(3)本年度研究費の配分について、(4)その他であった。会計監査委員に万場一致で平館利雄氏が選出された。研究成果の刊行については、社会科学研究所『年報』を、全一冊(450～460頁程度)で刊行することが認められた。本年度研究費の配分については、本年度は「個人研究」を設けることが確認され、従来のグループ研究に各1万円が支給されたほか森田桐郎、佐々木亨、加藤幸三郎、栗木安延、加藤佑治の各所員に各5万円(来年度分もふくめて)が支給されることになった。なお個人研究該当者は2年以内に研究成果を提出する義務を負うことも確認された〔詳細は次号でご報告する〕。

< 所 報 >

本年最後の『月報』をおとどけする。今年も“原稿集め”に悪戦苦闘をつづけたが、今になってみると楽しい(?)思い出となってくる。今回は望月氏の労作と隅野氏の中国視察の成果をいただいた。なお〔所報〕にある小林義雄氏の報告も焦点をしぼって月報に掲載して頂く予定である。来年を一段の飛躍の年としたい。所員諸兄の健闘を祈る。

(加藤(幸)、加藤(祐)記)

東京都千代田区神田神保町3の8

専修大学社会科学研究所 電話(265) 6211～20

(発行者) 山 田 盛 太 郎